＜太陽光発電　低圧用＞
中国電力株式会社　宛

中国電力用　記入例
型番：PJ1A-A421

保存期間	解約後10年

平成　　年　　月　　日

電 力 受 給 契 約 申 込 書

「**太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱**」および「**自家用発電設備等の系統連系に関する要綱〔低圧〕**」を承認のうえ，中国電力株式会社の電力供給設備と次の発電設備を系統連系すること，および，太陽光発電設備からの電力を中国電力株式会社に販売することを申し込みます。

※裏面の「お申込みにあたって，特にご確認いただきたいこと」をご確認のうえ，ご契約者さまがご記入ください。

【お申込内容】　　太枠内に必要事項をご記入ください。

ご契約者	ご 住 所	（〒　　）			
	フリガナ				㊞
	ご契約名義※1	様			
	ご 連 絡 先	自宅　：（　　）　　―	携帯電話：（　　）　　―		
お申込内容	発電設備設置場所※2				
	発 電 設 備	太陽電池出力：　　kW	ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ出力：　4.200　kW		
	配線方法	余剰配線 ・ 全量配線（その他需要場所有り）※3 ・ 全量配線（その他需要場所無し）			
	その他自家用発電設備等	あり ・ なし	種類	ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ ・ 燃料電池・蓄電池 ・ その他（　　）	出力　　kW
	受給開始希望日	平成　　年　　月　　日			
振込先口座	フリガナ				
	口座名義				
	金融機関（ゆうちょ銀行以外）	銀　行　労働金庫　店 信用金庫　農　協 信用組合　漁　協　所			
		預金種別：1.普通(総合) 2.当　座	店番	口座番号（右づめでご記入ください）	
	ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号（右づめでご記入ください）	

※1　法人名義でご契約される場合は，法人名称・役職名・代表者名をご記入ください。
　　電力受給契約のご名義は，電気需給契約と同一とさせていただきます。
※2　上記ご契約者住所と異なる場合はご記入ください。
※3　供給約款等以外の供給条件（需要場所についての特別措置）を承認いただきます。

（お知らせ）
・当社において契約開始に必要な事項が確認できた後，「電力受給契約のご案内」を送付いたします。
・ご記入いただきましたお客さまの情報は，電力受給契約の締結・履行，電力設備の形成・保全に利用させていただきます。
・お申込みを撤回された場合には，ご提出いただいたお客さまの申込書等については当社において適正に処分いたします。

（中国電力記入欄）
受付日：平成　　年　　月　　日

ご契約番号	―	―
（備考）		

課 長	副 長	担 当

販 246

中国電力用　記入例
型番：PJ1A-A421

お申込みにあたって，特にご確認いただきたいこと

発電設備の系統連系および電力受給契約の申込みにあたって，以下の主要な契約事項の内容をご確認いただき，□にチェックのご記入をお願いします。（チェックがない場合，お申込みをお受けできません。）

□ 太陽光発電の電圧上昇制御機能について

お客さまが発電設備を当社の電線路に連系される場合，他のお客さまの電気のご使用の妨げとならないよう，「自家用発電設備等の系統連系に関する要綱〔低圧〕」に定める技術基準を遵守いただく必要があります。

太陽光発電の発電出力が増加すると，太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上昇し，電線路の電圧も上昇します。このため，周辺のお客さま宅の電圧が上がり過ぎないよう，太陽光発電設備には電圧上限値を設定し管理・調整する装置が組み込まれています。

太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上限値に達すると，この装置が動作し，太陽光発電の出力を抑制して電圧を調整します。これにより，一時的に販売電力量（受給電力量）が減少することがあります。

中国電力へ電気を販売される場合（イメージ）

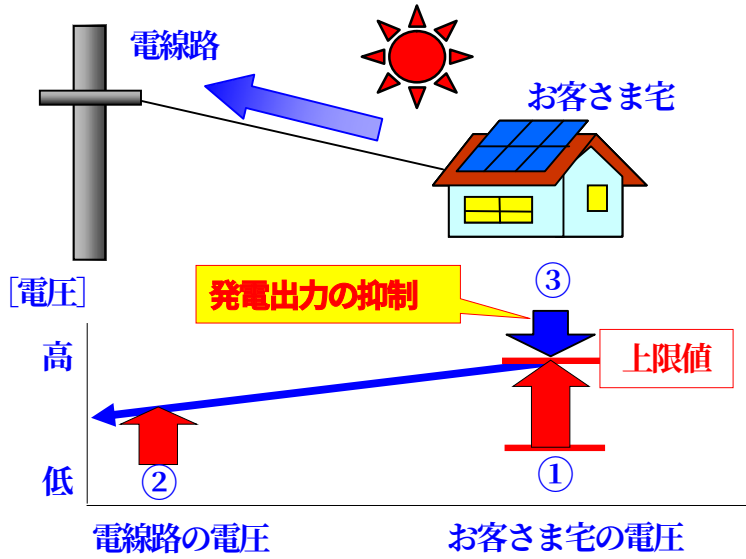

電圧上昇制御機能の動作のしくみ

①太陽光発電からの発電により電圧が上昇。
②電線路の電圧が上昇。
③お客さま宅の電圧が上限値に達すると，太陽光発電設備の電圧を管理・調整する装置により，自動的に発電出力が抑制。
（電圧が低下すると自動的に復帰し，通常の発電状態に戻る。）

電圧上昇制御機能の動作の原因を確認後，その緩和等，電力を当社へ供給するため，お客さまが当社の供給設備の変更を希望される場合は，その工事費の全額を工事補償金としてお客さまにご負担いただくことがあります。

□ 電力受給契約用計量器等の取付および維持管理等について

電力受給契約の料金の算定に必要な計量器等は，お客さまの所有としてお客さまのご負担で取付けおよび取外しを行っていただきます。なお，計量器等は，計量法により検定を受けた有効期間内のものを使用していただきます。

また，計量法による有効期間が満了する場合，満了日までにお客さまのご負担で取り替えていただき，取付けおよび取外し時の計量器の指示数等を当社にお知らせいただきます。

□ 発電設備等を変更される場合の当社へのお申込みについて

お客さまが発電設備等を変更される場合※は，買取単価が変更となる場合がありますので，必ず所定の様式により当社へお申し込みください。（変更後の設備に対する「設備認定通知書」を合わせてご提出ください）

（※発電設備等の変更：太陽光発電設備の増設・減設のほか，太陽電池やパワーコンディショナーの更新，太陽光発電設備以外の自家用発電設備や蓄電池等の併設・撤去など）

振込先口座を変更される場合または振込金融機関の統廃合その他の事情により振込先口座の番号等が変更となる場合には，あらかじめ当社所定の様式によってお申し込みいただきます。

□ お申込みを撤回される場合の費用負担について

お客さまがお申込みを撤回された場合に，当該お申込みの内容の検討に要した費用をお支払いいただきます。〔太陽光発電設備が 10kW 未満の場合（再生エネルギー発電設備が経済産業省告示第１３９号の表の第一号および第二号に掲げるもの）を除きます〕。